

発生の時期	実施体制	情報共有・提供	予防・まん延防止	予防接種	医療	市民生活及び市民経済の安定の確保
未発定期	① 行動計画、マニュアル等作成 ② 業務継続計画作成 ③ 関係団体・関係機関等と連携強化 ④ 発生に備えた訓練の実施	① 国・県等からの情報収集 ② 日頃から、基本的な感染対策、備蓄等について情報提供 ③ 発生時の情報提供の内容、方法及び提供体制等の整備（市民団体・関係団体・事業者・関係機関とともに検討） ④ 発生時の「相談窓口」の準備	① 基本的な感染対策の普及 ② 自らの感染が疑われる場合の感染対策の理解促進 ③ 緊急事態措置についての理解促進 ④ 地域及び職場対策の周知 ⑤ 学校、保育施設等の使用制限の方針検討	① 国が行う、特定接種対象事業者の登録への協力 ② 特定接種の対象となる市職員への準備 ③ 住民を対象とした予防接種の準備 ※習志野市急病診療所の特定接種登録申請実施（特措法第28条による）	① 県が行う地域医療体制の整備に、医療関係団体等と連携を図りながら協力する。（保健所が行う対策会議への参加等） ※習志野市急病診療所における診療継続計画の作成（特措法第47条による）	① 緊急事態宣言時に、県の要請を受けて要援護者に対する生活支援等を行う体制の整備（市民団体・関係団体・事業者・関係機関とともに検討） ② 県と協力し、遺体安置、火葬埋葬等の体制整備 ③ 必要な医薬品、その他物資等の備蓄・施設や設備の整備
海外発定期	① 新型インフルエンザ等連絡室の設置 ② 国・県が対策本部を設置した場合、市対策本部設置を検討	① 国・県等から新型インフルエンザ等の発生状況を含めた情報収集 ② 市民・関係団体、事業者等に速やかに情報提供・注意喚起 ③ 県からの要請で「相談窓口」を設置し市民の相談に対応	① 基本的な感染対策周知を強化 ② 自らの感染が疑われる場合の感染対策の周知（県が設置する帰国者・接触者相談センター利用等）	① 特定接種の対象となる市職員への特定接種実施 ② 住民接種に関する具体的な接種体制の整備と情報提供 ※登録医療機関として習志野市急病診療所従事者への特定接種実施	① 県が行う地域医療体制の整備に医療関係団体等と連携を図りながら協力する。 ※新型インフルエンザ等が疑われる患者の診療は帰国者・接触者外来で実施	① 市内事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と職場における感染対策実施の要請 ② 火葬能力を超える事態に備えて、一時的遺体安置施設の確保準備
国内発生早期 (県内未発定期～ 県内発生早期)	<市対策本部未設置の場合> ① 連絡室にて情報収集・提供対策本部設置準備 ② 緊急事態宣言が出された場合は市対策本部を設置 <市対策本部が設置の場合> ① 市対策本部において全庁的な体制で対策に当たる	上記対策に以下を追加 ① 情報が届きにくい人に配慮して、市民全体に速やかに情報提供を行なう。（市民団体・関係団体・事業者・関係機関の協力を得る。） ② 「相談窓口」の充実・強化	上記の対策に以下を追加 ① 市民・事業所等に、基本的な感染対策に加え時差出勤の実施等を勧奨 ② 市内事業者に、感染が認められる従業員の健康管理、受診勧奨等の感染対策徹底を要請 ③ 公共交通機関における感染対策の徹底を要請 市が緊急事態措置区域の場合 ① 県の要請により行う、外出自粛・施設の使用制限への協力	① 国が決定した住民接種に関する優先順位、接種場所等の情報周知 ② ワクチン供給が可能になり次第県及び習志野市医師会等の協力により住民接種開始（集団的接種により実施）	① 引き続き県が行う地域医療体制の整備に医療関係団体等と連携を図りながら協力する。 ※患者が増加した場合、国の要請により、一般の医療機関でも、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に移行する。	上記対策に以下を追加 ① 市民に対し、食料品・生活必要物品等の購入にあたり消費者としての適切な行動を呼びかける。 ② 市内事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め売り惜しみが生じないように呼びかける 市が緊急事態措置区域の場合 ① ガス及び水の安定供給 ② サービス水準が低下することについての理解を市民に呼びかけ ③ 生活関連物資等の価格の安定等の呼びかけ
国内感染期 (県内未発定期～ 県内発生早期～ 県内感染期)	上記の対策に以下を追加 市が緊急事態措置区域の場合 ① 市として緊急事態措置を行えなくなった場合は、他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。	上記の対策を継続	上記の対策を継続	緊急事態措置区域でない場合 ① 予防接種法第6条第3項に基づく予防接種（費用は自己負担） 市が緊急事態措置区域の場合 ① 特措法第46条に基づく予防接種（費用は行政負担）	① 県が行う地域医療体制の整備に医療関係団体等と連携を図りながら協力する。 ② 在宅療養者への支援（患者、医療機関からの要請による）	上記の対策に以下を追加 市が緊急事態措置区域の場合 ① 要援護者への生活支援等を実施（市民団体・関係団体・事業者・関係機関の協力による） ② 埋葬・火葬の特例の実施
小康期	① 対処方針を変更 ② 緊急事態措置の解除 ③ 対策の評価・見直し ④ 国・県対策本部廃止の場合、市対策本部の廃止	① 小康期に入ったことを周知 ② 第二波に備えて注意喚起 ③ 相談窓口の縮小	① 第二波に備えて、基本的な感染対策の継続を呼びかける。	① 第二波に備えて、住民接種を継続する。	① 地域医療体制を新型インフルエンザ等発生前に戻すことに協力する。	上記対策を継続